

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)	
地域名 (地域内農業集落名)	領家地区 (領家)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 6 月 9 日	
	(第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

・当該集落は、昭和46年から昭和55年の高田第2地区ほ場整備事業、昭和56年から平成5年の旭地区ほ場整備事業により整備された区域を中心に、主に水稻が作付けされている。

・耕作者は70代の認定農業者が2名で、機械の共同利用をしている者もいるが、入作も複数名存在している。

・地区内に後継者はおらず高齢化も進んでいるため、農地を維持することも難しく、ほ場整備済み区域で30a、未整備区域は確認できないほど耕作放棄地がある。

【地域の基礎的データ】農業者:6人、(センサス)、認定農業者:2人、新規就農者0人
主な作物:水稻、そば、きゅうり

(2) 地域における農業の将来の在り方

・新たな担い手の確保が困難であり、規模縮小を考えている耕作者がいる半面、経営規模拡大意向の経営体が存在するため、農地中間管理事業等を活用し、農地の集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。

・農地の耕作条件だけでなく、集落内の生活環境の維持改善を目指し、自治区と耕作者が協力して農道や水路の保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金事業の認定農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内の担い手や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積と集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・東側の未整備区域に多くの耕作放棄地が存在しているため、基盤整備事業について検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地の保全管理が困難になる可能性があるため、自治区と多面的機能支払交付金事業の活動組織が協力し、地域ぐるみで農業者支援に努め、持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・耕作者が見つからない農地については、JAへそばの作業受委託を進め、荒廃農地を防止する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策として電気柵を設置するとともに、活動範囲が拡大しないよう荒廃農地の発生を抑える。
 ⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、適切な農地や農道、水路の維持管理を行う。
 ⑩密苗栽培によりコスト削減を図る。